

会報 七草 七



防府天満宮（防府市）



土地家屋調査士全国大会 in KYOTO（京都市）



山口県土地家屋調査士会

CONTENTS



No.95 - 2007

1

新年の挨拶

山口地方法務局	局長	永岡 健治	1
山口県土地家屋調査士会	会長	瀬口 潤二	3
(社)山口県公共嘱託登記土地家屋調査士協会	理事長	下野 洋二	5

支部研修会

岩国支部企画委員	工藤 純一	6
防府支部長	松田 光則	7
宇部支部企画委員	松村 幸雄	8
下関支部企画委員長	大田 浩治	9

土地家屋調査士全国大会 in Kyoto 報告

副会長	三好 一敏	10
-----	-------	----

法テラスへの対応

法テラス担当副会長	浦井 義明	11
-----------	-------	----

ADR認証制度報告

境界問題設立準備委員	河内 正幸	12
------------	-------	----

山口法律関連士業ネットワーク

「第8回一斉共同相談会」開催結果

広報部長	藤本 精二	14
------	-------	----

宇部支部無料相談会

宇部支部	西野 誠二	15
------	-------	----

事務局だより

会員異動状況	16
会務報告	17

新年を迎えて

山口地方法務局長 **永岡健治**



山口県土地家屋調査士会会員の皆様、新年明けましておめでとうございます。会員の皆様には、御家族お揃いで穏やかな新年を迎えられましたことと拝察し、心からお喜びを申し上げます。また、会員の皆様には、平素から、登記制度の適正、円滑な運営について御支援と御協力をいただいておりますことに対し、厚く御礼申し上げます。

さて、昨年的一年を振り返ってみますと、一昨年3月7日施行の新不動産登記法に基づき正月の20日から筆界特定制度がスタートしましたほか、5月1日には、会社法及び会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律が施行されるなど、新しい制度のスタートの年になりました。また、地図につきましても、昨年12月18日から本局登記部門の地図のコンピュータ化が実現するなど、表示登記に関わる新たな施策もスタートいたしました。

取り分け、筆界特定制度につきましては、貴会からも11名の会員を筆界調査委員に任命させていただいておりますが、筆界調査委員の皆様には、お忙しい中、早期処理に御尽力をいただいております。制度の運用状況につきましては、制度開始以降12月1日現在で50件（33申請）の申請があり、概ね月4～5件の申請ペースになっています。この内、8件（7申請）の筆界特定を完了していますが、予想を超える申請のため、筆界調査委員及び法務局担当職員を増員するとともに、12月1日付けで「地図整備・筆界特定

室」を新設し、局を上げて対応している状況にあります。申請の多さから、改めて国民の皆様の本制度に寄せる期待がいかに大きなものであるかを感じており、このことを真摯に受け止め、期待にこたえられる成果が出せるよう、更に尽力する所存ですので、一層の御支援をお願い申し上げます。

ところで、当局の登記事務コンピュータ化の現状につきましては、不動産登記については、昨年3月27日に萩支局の一次分がオープンしていますが、今後の予定としましては、本年1月29日に萩支局の二次分が、また、最後に残っています柳井出張所につきましても平成20年3月までにはすべてオープンできる予定になっています。なお、商業登記につきましては、既に全庁がコンピュータ化されています。

また、登記のオンライン申請指定庁につきましては、昨年11月20日下関支局と岩国支局が運用を開始しましたので、既に運用を開始しています本局及び宇部支局と併せ4庁が指定されています。本年3月中には周南支局も指定の予定になっており、他の庁につきましてもコンピュータ化の完成に併せ順次指定の予定です。

一方、御承知のように、簡素で効率的な政府を目指す国の方針の下、平成17年12月24日に「行政改革の重要方針」が閣議決定され、その中で総人件費改革の実行計画が決められました。この閣議決定を踏まえ、昨年、行政

減量・効率化有識者会議における検討などを経て各省庁の定員削減にかかる政府方針が決定しており、法務局については、平成18年から平成22年までの5年間に、乙号事務の市場化テストによる民間委託、オンライン利用率の50%以上達成及び登記所の適正配置等により、全国で少なくとも1,588名の定員を削減することが決まっています。山口局につきましては、平成18年度には6名を削減していますことから、平成19年度以降平成22年度までに、毎年同程度あるいはそれ以上の削減を実施しなければならないものと予想されるところです。

この様に、当局のコンピュータ化は平成19年度末をもってほぼ完成することになりますが、一方、平成22年度まで大幅な定員の削減が続く状況にあります。このような状況下において、法務局の行政サービスを質・量ともに維持し更に向上するたためには、登記簿を前提とした事務処理体制の在り方を抜本的に見直し、コンピュータ化のメリットを最大限生

かした事務処理体制に転換することが喫緊の課題になっています。また、定員の大幅削減を併せて考えますと、事務処理体制の在り方の見直しに止まらず、法務局の組織体制の在り方についても見直しが避けられない状況にあります。そして、これらの見直しは、平成22年に向け早急に取り組まなければならないものと考えています。

したがいまして、今年は、山口局にとりまして、平成22年以降を見据えた改革の初年になるものと考えています。事務処理体制の在り方の抜本的な見直し、あるいは組織体制の在り方の見直しは、いずれをとりましても、会員の皆様あるいは地域住民の皆様への影響も避けられないと考えていますので、これまで以上の御理解と御支援を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、山口県土地家屋調査士会のますますの御発展並びに会員の皆様の御健勝と御活躍を心より祈念申し上げ、新年のごあいさつといたします。



新年を迎えて

山口県土地家屋調査士会 会長 **瀬口潤二**



あけましておめでとうございます。

好景気到来と言われる中、実感の無いまま新年を迎えることとなりました。

私が初めて会長就任した平成13年は、小泉内閣誕生の年でありましたが、小泉内閣に始まり、今では若い安倍内閣へと継承された規制改革や行政改革の政策は、従来からのルールやものの考え方を、大きく変えてきております。日本の社会では「必要悪」と言われていたものが、毎日のようにマスコミでとりあげられるのも、時代の変わり目であることを感じます。

そして今、調査士制度にも大きな転換期が来ております。一新された不動産登記法もその一つであり、新不登法は、調査士に対して専門資格者としての自覚の再認識を促すと共に、社会に対して何を提供できるかを問いかけていけると言えます。

連合会報11月号掲載の七戸教授の論文には、これからの調査士は、資格者代理人としての「職人芸」を磨くことは当然であるが、それだけではなく、最先端の技を身につけた時代のトップ・ランナーである必要があり、そうすることによって、他の職種では代替性の効かない専門家集団であることができ、国民の信頼を得ることができると書かれております。

新不登法は、以下の3点を主として私達に問いかけていけると言えます。

オンライン申請に対応できる能力を保持しているか？

他省庁と共に地図整備やその維持管理に民間人として協力する意思と能力を充足しているか？

専門家として蓄積した知識や能力を、紛争の解決に役立てる能力を評価できる仕組みを備えているか？

山口会としてのの対応策は、連合会との連携により資格者認証局の構築、運用を開始し、会員と共に実証実験、研修を行い、主体的に様々な案を連合会に提案中です。

の対応としては、街区基準点の積極活用と維持管理者との連携強化を図るべく連合会が関係部署と協議中ですので、それを見守っております。

の対応としては、弁護士会との協働による解決制度の準備（境界問題相談センター設立準備）を開始しております。

国民が、安心してこの制度を利用出来るようにするため、法律で認定調査士制度というものが確立されました。確立されたからには、会員のほとんどの方に認定調査士として時代の先駆者になっていただきたいと考えております。

その手始めとして、昨年10月に第1回目の認定調査士が全国では1,000名余誕生し、山口会からも9名の認定調査士が誕生しました。

そして、今年2月から第2回目の調査士特別研修が始まろうとしております。山口会からは65名が受講し、認定調査士を目指します。山口会としては、全員合格できるよう、出来る限りの範囲での支援体制で臨みたいと思っております。

これからの調査士制度の展開にとって、調査士特別研修とその成果である認定調査士の輩出は、「個々の仕事に有利か」という短絡的な視点からではなく、我々自身が、21世紀に期待される新調査士制度を創造し、それによって我々の資格の確立を目的としているということを、会員一人一人が強く自覚し、この

制度を十分に活用してもらいたいと思っております。

最後に、現執行部は2年目の最終コーナーにさしかかり、次期総会に向けての準備作業に入っております。先程も触れましたが、特に土地家屋調査士が現代社会からの問いかけに応えるため、「境界問題相談センターやまぐち」の設立承認を得るため、その準備に入っております。

会員各位の更なるご支援をお願いし、新年のご挨拶とさせていただきます。



新年挨拶



社団法人 山口県公共嘱託登記土地家屋調査士協会 理事長 **下野洋二**

新年、明けましておめでとうございます。旧年中は、公私共々大変お世話になりました。今年も全身全霊で与えられた職責を全うしたいと意気込んでおります。皆様方におかれましても、今年は希望に満ちた幸多い年であらんことを祈念しております。

さて、政府の行政改革、特に公益法人改革で公益法人である我が協会も新法施行後、「特別民法法人」となり、県で設置されるであろう民間有識者による委員会の意見に基づき県知事による「公益性」についての判断がされるようで、現状では、「公益性」については、難しいようです。

また、業務発注の形態が、随意契約から競争入札へと変更されつつあります。官公署等に対して、随意契約の優位性を主張しても、競争入札制度の透明性には勝てないところがあります。これからますます競争入札制度が、官公署等に広がっていくことと思いますが、現行の体制では、競争入札制度に対応していくことは困難であり、協会の公益法人改革時に抜本的な体制変革が必要となるのではと思います。その時は、全社員が議論し協会の行く方向をはっきりとさせることが必要となると思います。これは、協会に課せられた大きな課題であります。

ところで、今年は、特に業務開発に重点をおいた活動を計画したいと思っております。役員・社員が、業務開発の挨拶回りするだけでなく、官公署等が登記制度を無視するよう

な現状を指摘し、適正に処理するよう官公署等に働きかけていきたいと思っております。

具体的に言えば、社員が、日常の登記業務のなかで、官公署等が保有する不動産の登記と現況との不一致を見つけた時、それを記録して、機会を見て関係官公署と協議する制度を確立したいと思っております。今まで、登記の不備を指摘しても、官公署等の予算制度に阻まれて、いつも一步引き下がってきたところですが、登記制度は、近代社会の根幹を成すものであり、これがなくしては社会経済は、成り立たないのだと言う堅い信念で対応していかなば、と思っております。これが、軌道に乗るか否かは、社員の協力如何であり、役員の能力次第であります。

民間の経済活動は、上昇傾向にあります。官公署等の公共事業は、相変わらず低調であり、公共事業費の増額は、期待できないところです。このような現状ですが、全社員が一丸となり、また調査士会の政治連盟のお力を拝借し、業務開発に邁進することを約束して、新年の挨拶とします。

支部研修会

平成18年度第3回岩国支部研修会報告

岩国支部企画委員 工藤純一

日時；平成18年11月25日（土）13時～16時

場所；下関市勤労福祉会館

出席者；岩国支部 11名

下関支部 22名

平成16年9月の萩支部との合同研修会以来、懸案であった他支部との交流が下関支部との合同研修会という形でこの度ようやく実現した。

研修内容は次のとおりであった。

- 1．国際地籍シンポジウム/
土地家屋調査士全国大会 in Kyoto報告
（岩国支部 井上会員）
- 2．下関地区における地籍調査の現況報告
（下関支部 大田会員）
- 3．岩国地区における地籍調査の現況報告
（岩国支部 浦井会員）
- 4．GPS基準点網の作業報告
（岩国支部 渋瀬会員）
- 5．地籍調査地区における業務についての
意見交換

主要テーマは「地籍調査地区における業務についての意見交換」であった。下関支部で準備していただいた事例（？）を基に活発な意見が飛び交った。

特に、函根多角点の亡失地域における測量方法では両支部ベテラン会員の貴重なノウハウや「あるべき論」も拝聴でき、若葉マークの私には目から鱗の場面であった。

打越支部長、宮 副支部長、太田企画委員長をはじめ下関支部の皆様には限られた時間と予算、日常業務の忙しいなか、研修会場やホテルの手配、研修テーマの企画、はたまた我々が帰路につくまで、心こもった気配りには感謝を申し上げます。



防府支部研修会報告

防府支部長 松田光則

平成17年3月測図の世界測地系による地籍調査終了地区において、自動視準・対回のTSを使用して、研修と検証を行ないました。平成18年11月17日、防府市の右田小学校駐車場に集合してもらいました。大規模な巨石露岩の形成が見られる右田ヶ岳の登山口にあたり、市天然記念物の樹齢約800年の大イチョウで有名な天徳寺というお寺があります。地籍図根三角点と地籍図根多角点が三角形の位置にありましたので、多角点のひとつに器械を据えて、三角点を後視して、もうひとつの多角点をみてみました。点間距離は70mと90mですが、平面距離（座標値距離）と球面距離（現地観測距離に近い）を比較してみました。器械に縮尺係数を入れて観測（測設）した方が数mmですが平面距離（視準点）に近くなりました。現地の縮尺係数は0.999938です。100mで約4mmになります。角度は数10秒の差でした。（視準先で1cmから2cm）世界測地系による測量（公共座標による測量）ですから、長い距離のトラバー点や引照点では、一筆地測量でも考慮することになります。次に、近くの筆界点を数点復元してみました。丸いアルミ板がついており筆界点には赤ペンキが塗ってあります。1cmぐらいの差はありますが、みごとに赤ペンキ上にきました。次の多角点を測設してみました。土の表面を削ると、白い一寸角のプラ杭が出てきました。これが図根点かと安心したような、不安のような次第でした。それから、復元や観測用の突出し点の設置をしました。後視距離70mで突出し距離40mです。後視はスタンドミラー使用、前視はピンポールです。自動

視準・対回ですが、距離が短いことや、ピンポール中心とミラー中心がミラーの向きによりずれるので、視準確定は手動で行ないました。2対回ですが、反転等が自動だからかなり楽です。ソフトに縮尺係数をいれて計算が必要になります。同じ土地や隣接した土地を測っても、登記基準点（参照点）や引照点により数mmから数cm違った座標値ができることになります。どちらも正解と思えますが、他には、ノンプリによる測距とレーザーによる器械の整準と求心をしました。ノンプリでは、見上げや見下げの角度が大きくないものでは正確なようです。ついでに、コンクリート杭の赤ペンキ塗りを行ないました。水性シーラーによる下塗りをした後（前もって用意しておきました）、水性赤ペンキの缶に10cm程度浸けて引き上げます。垂れないよう少し傾いた平らな段差のある所に並べて置きます。刷毛できれいにして完成です。水性ペンキの水加減をうまくやれば大成功です。以上で、午後3時から午後5時過ぎまでの研修会を終わりました。参加者は10名でした。いろんな意見や考え方がありますが、実務の参考になればと思いました。次回の研修会は、不動産調査報告書を予定しています。

平成18年度第2回宇部支部研修会の報告

宇部支部企画委員 松村幸雄

日時：平成18年12月9日（土）午後1時～
午後5時

場所：宇部市野球場（宇部市恩田町四丁目
1番4号）

内容：オンライン申請

講師 山口県土地家屋調査士会
宇部支部 本光誠也会員

出席者： 21名（補助者含む）

今回の宇部支部のオンライン研修は、5グループくらいに分かれ各グループ1台のノー

トパソコンを使っての研修の予定であった。研修当日は結局、使えるパソコンが1台ということになり、21人が1台のパソコンの画面を見ての研修ということになった。後ろのほうで説明を聞いていた会員には少し分かりづらかったかもしれない。

内容としては、オンライン申請ができるまでの段階に設定、インストールをするものであった。前半で研修に使えるパソコンがないということでばたばたしたが、研修は無事終了した。



平成18年度第2回下関支部研修（岩国支部と合同研修）

下関支部企画委員長 大田浩治

平成18年11月25日（土）午後1時から午後4時まで下関市勤労福祉会館3階の研修室において岩国支部との合同研修会を開催し、岩国支部11名、下関支部22名の会員、補助者が参加しました。研修内容は、11月の京都大会の報告をはじめ公嘱協会岩国支所で整備された電子基準点による登記基準点網に関する作業報告、下関市における地図整備地区で図根点が亡失している場合の復元についての座談会などでした。

当日は、岩国支部の井上哲也会員による京都大会の分科会に出席した報告に始まり、次いで私が下関での基準点の現物写真や成果簿



基準点を設置するにあたって、土日返上で取り組んだことや、衛星の飛来情報とスタッフの移動時間を考慮してセッション計画を練ったこと、台風で海岸べりの基準点が道路と共に亡失し再設置したことなど苦労談が披露されました。

座談会においては、図根点亡失地区において公共用地の対側や隣接の恒久的地物を準拠点として復元した事例をたたき台にしたところ、そのケースではやむを得ないという肯定的な意見のほか、現況を頼りにする危うさをはじめ、専門職として信頼される努力をすべきだ、調査士は土地の歴史や地籍調査の実態など総合的な調査士でなければならないなど様々な意見が交わされ、総じて調査士業務の基本線を確認しつつ次回へとつながるような有意義な研修会となりました。

岩国支部から早朝に出発し長旅を経てお疲れのなか研修会に出席された皆様はこの場を借りて厚く御礼申し上げます。



などをプロジェクタで映写しながら、地図から一筆地の座標を得る方法や、ヘルマート変換の利用方法など、復元までの各段階においてどんな作業をしているか、アンケート結果のような形式で概略を発表しました。

これに対して岩国支部の浦井副会長は、地図を過信して復元することやヘルマート変換の危険性について述べられました。渋瀬清治会員からは、GPS測量により444点もの登記

第5回国際地籍シンポジウム / 土地家屋調査士全国大会inKyotoに参加して

副会長 三好一敏

11月13日(月)～14日(火)、日本土地家屋調査士会連合会が特別記念事業として行う『世界と語ろう 地籍・地図・境界のあした』に、1年でもっとも美しいといわれる紅葉真っ盛りの京都に全国から2500名の会員が集まった大会に山口会会員約60名が参加をした。会場もあの『気候変動に関する枠組み条約・京都議定書』の批准を行った京都国際会議場である。

昨年までの会員親睦行事、史跡探訪を今年はこの連合会行事に参加することで1年休むこととなった。京都国際会議場までの交通手段、集合方法は各支部に委ねられた。朝早くに新幹線に乗り夜遅くに帰る強行軍の支部、各自に交通費を渡し自由に参加を促す支部、支部活動の一環として親睦を兼ねた行事とした支部。それぞれに特徴のある参加方式で山口会会員は京都国際会議場に集まった。ちなみに私の所属する萩支部は8名が前日の日曜日の朝、新山口駅に集合し新幹線で京都駅に到着。昼食の後タクシーに分乗しての京都観光である。私にとっては久しぶりの京都。あらかじめどこへ行くという目的地は決めてなく、8人の合意で決まった小雨が降る京都大原散策を堪能し支部会員の絆を深めた一日となった。

初日、2500名の全国からの会員が集まれる会場だけに、非常に広い敷地と、贅沢な設備を整えた施設である。参加者が座るテーブルには同時通訳を聞くためのヘッドホン設備が座る人毎に準備され、チャンネルを変えるこ

とによって自国の言葉に変換された音声が出てくる仕組みになっている。今回は海外から韓国、台湾からの参加者のため日本語を韓国語、中国語に同時通訳したり、韓国語、中国語を日本語に同時通訳をする通訳者の声が出てくる。会場の一段高い場所に通訳者のためのブースがあり、この部屋で講演者の声を同時通訳している。会場も広いが、2500人の中から山口会会員を探し出すのはきわめて困難であった。全国からこれほどの会員が一同に会した大会は私の過去の記憶にはなく、心の中に深く刻み込まれた土地家屋調査士全国大会となった。

午後開会式の後、「見いだす境界、消えゆく境界」というテーマで法務省民事局長寺田逸郎氏の基調スピーチが行われ、4分科会4会場に分かれてのパネルディスカッションと会員研究論文発表が行われた。

2日目、前日の会場から別の会場に変わり、参加者も初日の半分程度となった。このシンポジウムのメインテーマ「世界と語ろう 地籍・地図・境界のあした」と題してパネルディスカッションが行われた。

シンポジウムの詳細については連合会紙『土地家屋調査士』で報告されるので割愛をした。

法テラスへの対応（ADRとして）

法テラス担当副会長 浦井義明

平成18年10月より施行された総合法律支援法に基づき業務を開始した愛称「法テラス」について、山口県土地家屋調査士会は過去4回の協議会等に参加してきた（平成17年11月説明協議会、平成18年2月説明協議会、平成18年4月研修会、平成18年9月意見交換会。）

そのなかで、法テラスの主たる業務すなわち情報提供を受けた場合、隣接法律専門職者団体としての調査士会としては「境界問題相談センター」の設立そしてまた土地家屋調査士法第3条に言う認定調査士の排出が必要性急務であるところを痛感させられた。

そして「境界問題相談センター」の設立については、現在「境界問題相談センター設立準備委員会」を発足させ、平成19年10月の立ち上げに向けての検討協議、並びに設立後のADR認証取得についての研修と研究を重ねている。

また法3条の認定調査士については、第1回で9名の会員が平成18年に法務大臣の認定を受け、63名が平成19年度の認定に向けて特別研修を受講中である。

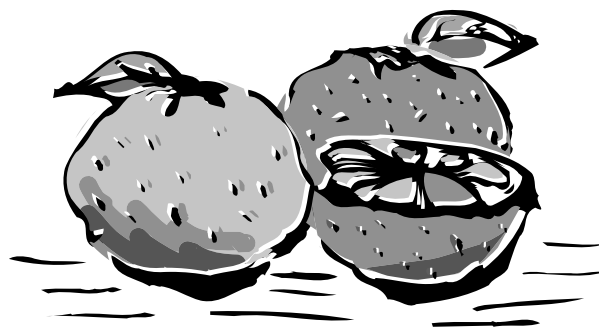
法テラスへの対応は境界問題相談センターが発足するまでの当分の間は下記の通りとした。

1. 法テラスコールセンター（CC）からの受け皿としては次の無料並びに有料相談会を紹介する。

無料相談会（4月1日：表示登記の日無料相談、9月1日：杭の日無料相談、11月11日：土業ネットワークー齊共同相談会）

有料相談会（月2回、上記相談日がある月は1回）

2. 相談員は各支部、各地区より計16名を選任した。
3. 事務局の対応としては、CC並びに直接市民から電話連絡を受けた場合は、直ちに上記の無料並びに有料の相談日（会）を紹介する。また明らかに調査士業務外と思われるものは他会（弁護士会、司法書士会等）を紹介する。
4. 有料相談会については1時間3000円とし、時間は午前11時からとした。



ADR認証制度説明会報告書

境界問題設立準備委員 河内正幸

日時 平成18年11月6日(月) 13:30~16:30
場所 福岡商工会議所 3階302・303会議室
説明者 法務省大臣官房司法法制部付検事 内堀宏達
出席者 境界問題相談センター設立準備委員 河内正幸、川口寛司、打越充浩

以下の内容について説明を受けた

第1章

1. 基本理念(3条1項)
2. ADRを行う者の連携協力(3条2項)
3. 国・地方公共団体の情報提供等の責務(4条)

第2章 認証紛争解決手続の業務

第1節 民間紛争解決手続の業務の認証

1. 認証基準(6条の16項目)
 - 紛争の範囲(6条1号)
 - 手続実施者(6条2,3号)
 - 手続実施者への不当な影響排除(6条4号)
 - 弁護士の助言措置(6条5号)
 - 通知の方法(6条6号)
 - 手続の進行の定め(6条7号)
 - 要件及び方式(6条8号)
 - 他方の当事者への通知(6条9号)
 - 提出された資料の取扱い(6条10号)
 - 手続の秘密の取扱い(6条11号)
 - 終了させるための要件及び方式(6条12号)
 - 手続実施者による手続終了の定め(6条13号)
 - 知り得た秘密の取扱い(6条14号)
 - 報酬・費用の定め(6条15号)
 - 苦情の取扱い(6条16号)

上記16項目の業務に必要な知識・能力・経理的基礎

2. 欠格事由(暴力団員等)(7条)
3. 手続・申請(8条)
 - 法務大臣の審査、認証、関係大臣への協議、認証審査参与員の意見

第2節 認証紛争解決事業者の業務

- 1．説明義務（14条）
- 2．暴力団員等の使用禁止（15条）
- 3．手続実施記録の作成保存（16条）

第3節 報告等

- 1．報告等
 - 事業報告書等の提出（20条）
 - 法務大臣の報告徴求、検査（21条）
 - 法務大臣による措置の勧告・命令（22条）
- 2．認証の取消し（23条）

第3章 認証手続の利用に係る特例

- 1．専門家による手続実施
- 2．時効中断（25条）
- 3．訴訟手続の中止（26条）
- 4．調停の前置に関する特則（27条）

ADRの認証制度説明会であったが、山口会の境界問題相談センターを設立、運営していく上で、以下の点につき、重点的に協議することの必要性を再認識した。

1．規則、マニュアル作りの重要性

山口会で独自に一から取りかかるよりも、先行会の規則等を参照しながら取りかかる。老壮青のメンバーで精力的、集中的に規則等作りに専念する。

2．弁護士会との協議事項（タイプ、分類化）

ADRは弁護士との協同（協働）とはいいながら、弁護士はあくまでアドバイスのな立場である。どのような助言措置（共同実施型、待機対応型、連絡対応型、中断保留型）をとるか協議する必要がある。

3．研修の必要性（秘密保持等）

手続き実施者の能力担保（法律的、専門知識的、調停技術的）と倫理に関する研修をいかにするかが、相談センター運営上の最重要課題である。

4．日調連で統一したらどうか（人、規則、体制、経理、研修）

上記事項については、全国各会共通と思われるので、山口会独自で設立、運営に関する情報を入手するとともに、共通の基礎認識事項については連合会でとりまとめるか共通の指示をあおぐ。

山口法律関連士業ネットワーク「第8回一斉共同相談会」

広報部長 藤本精二

11月11日土曜日、山口県土地家屋調査士会館において、山口法律関連士業ネットワークの無料相談会が行われました。

相談件数は31件で、前年度の59件と比べ28件の減少となりました。原因として国民文化祭の最終日に近いため、そちらに行かれた可能性があること。雨が降っており、その影響もあるとのことでした。

相談会を知ったのは、アンケートの結果では「各士業のホームページを見て知った」が7件あり、前年と比べ様変わりしていました。

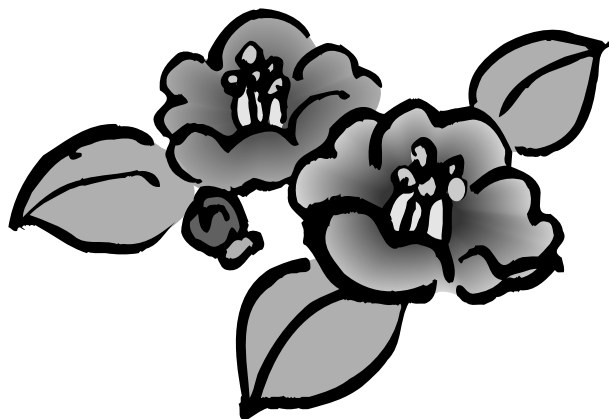
また、会の相談として2件あり、内容は土地の境界に関するもの、法定外公共物に関するものでした。今回、認定調査士の川口寛司会員に相談員として相談にのってもらいました。

1. 相談件数

事前予約	当日	キャンセル	計	前年度合計
24件	3件	4件	31件	59件

2. 相談会を知ったのは

チラシ	市町広報	各士業窓口 (ホームページ)	サンデー 山口	新聞	テレビ・ ラジオ	その他	回答なし	計
3	2	7	5	2	2	3	3	27



宇部支部における新事業のために

宇部支部長 西野誠二

現在、宇部市では、弁護士会及び司法書士会による無料相談が、市役所内で毎月各2回ずつ開催されている。

それに対して、同じ専門士業である土地家屋調査士会は実施士業の中に入っていない状況にある。

我々に相談処理能力或いは問題解決能力に不安があると行政側に思われているのか、又は市民からの要望・期待が少ないのか等考える必要がある。

市民生活と密接に接して業務を行っていると思っていたのは、独りよがりだったのか。

そこで、当支部も市民各層に対するサービスとともに、土地家屋調査士の知名度及び業務内容を広く理解してもらうために、座して待つのではなく、積極的に働きかける必要があることを、支部役員会において確認し、無料相談を開催する場を提供するよう宇部市に提案することとなった。

平成18年度から働きかけを始めたが、行政側の場所・人的問題（意欲？）等で難航したのであるが、支部役員の協力により説得が実り、まず試行として2回程度実施し、その結果を改めて検討することとなり、平成18年11月7日及び平成19年1月30日の両日無料相談を開催する運びとなったものである。

宇部市の広報紙に無料相談の日時が掲載されると、電話での問い合わせが多数あり、改めて広報紙の影響力の大きさと、土地の境界等の問題を抱えていながら相談をどこにすればよいのか悩んでいる市民が多数いることが分かった。




今後、無料相談を継続して実施していくためにはどうすればよいか、新たな課題ではあるが、支部会員全員の主体的な協力はもとより、各方面からの支援・協力を得て、宇部支部の事業の柱のひとつになっていけばと期待している。



事務局だより

会員異動状況

1. 会員入会状況

	氏名 (生年月日)	入会 年月日	事務所	TEL	FAX
	八木 哲郎 (S8 .12 .17)	H19 .1 .9 (再入会)	〒753 0073 山口市春日町5番16号	(083) 922 3269	(083) 923 8188
	湯原 憲一 (S28 9 .13)	H19 .1 .10	〒759 1421 阿武郡阿東町大字地福上 1834番地の1	(083) 952 0332	(083) 952 0861
	佐野 直子 (S43 .12 .17)	H19 .1 .10	〒745 0071 周南市岐山通2丁目15番地	(0834) 32 4444	(0834) 32 4599

2. 会員退会状況

支部	地区	氏名	退会年月日	備考
周南	周南	三浦 隆	平成18年9月26日	死亡
山口	山口	原 堯	平成18年10月29日	死亡
山口	山口	野村 幸人	平成18年12月27日	死亡

訃 報



周南支部
三浦 隆 会員
昭和22年6月30日生
(享年59才)
平成3年1月10日入会
平成18年9月26日逝去



山口支部
原 堯 会員
昭和22年3月20日生
(享年59才)
昭和62年11月12日入会
平成18年10月29日逝去



山口支部
野村 幸人 会員
大正14年11月8日生
(享年81才)
昭和27年12月11日入会
平成18年12月27日逝去

謹んで哀悼の意を表し、心よりご冥福をお祈りいたします

3. 事務所住所変更

支部	氏名	変更年月日	変更事項	変更内容	TEL	FAX
下関	山田 孝和	H18.5.27	住所	〒756-0057 山陽小野田市大字西高泊 1224番地の9 202号		

4. TEL・FAX等変更

支部	氏名	変更事項	変更内容
宇部	杉 千河生	メールアドレス	tss-3391@saturn.plala.or.jp
山口	藤野 洋一	メールアドレス	aio-su@c-able.ne.jp
山口	山 田 勇	メールアドレス	yama136@c-able.ne.jp
周南	有馬 敏博	自宅電話	0834-34-5053
周南	磯村 美樹	メールアドレス	haruki-iso@urban.jp

会務報告

開催日	会 務	場 所
9月1日(金)	杭の日相談会	県 下 4 会 場
2日(土)	西本孔昭黄授褒章祝賀会	名 古 屋 市
12日(火)	会報編集会議	調 査 士 会 館
12日(火)	研究室会議	調 査 士 会 館
15日(金)	不動産鑑定士協会 設立10周年記念式典	山 口 市
	周南支部研修会	周 南 市
20日(水)	広島研修	広 島 市
24日(日)	「境界問題相談センター愛媛」設立記念式典	松 山 市
26日(火)	ADR 認証制度説明会(大阪会場)	大 阪 市
28日(木)	法テラス山口地方協議会	ぱ・る・るプラザ山口
30日(土)	中公連研修会	山 口 市
	正副会長会議	調 査 士 会 館
10月3日(火)	正副会長会議	調 査 士 会 館
7日(土)	中国ブロック事務局研修	岩 国 市
8日(日)		
11日(水)	綱紀委員会	調 査 士 会 館
12日(木)	総務部会	調 査 士 会 館
24日(火)	特別研修計画説明会	東 京 都
25日(水)	境界問題相談センター設立準備委員会	調 査 士 会 館
27日(金)	業務部会	調 査 士 会 館
28日(土)	中国ブロック役員会	広 島 市
31日(火)	中間監査会	調 査 士 会 館
11月1日(水)	常任理事会	調 査 士 会 館
6日(月)	ADR 認証制度説明会(福岡会場)	福 岡 市
7日(火)	理事会	調 査 士 会 館
10日(金)	綱紀委員会	調 査 士 会 館
11日(土)	法律関連士業ネットワークー齊共同相談会	調 査 士 会 館
13日(月)	土地家屋調査士全国大会 inKYOUTO 連合会特別記念事業「境界・地図・地籍」	京 都 市
14日(火)		
16日(木)	政治連盟 幹部会	調 査 士 会 館
17日(金)	防府支部研修会	防 府 市
21日(火)	中プロ「単位調査士会長・政連会長・幹事長」打合せ	広 島 市
25日(土)	岩国・下関支部研修会	下 関 市
27日(月)	支援センター滋賀記念式典	草 津 市
12月1日(金)	山口法律関連士業ネットワーク理事会	林 業 会 館
5日(火)	境界問題相談センター設立準備委員会	調 査 士 会 館
6日(水)	土地家屋調査士合格証書授与式	山 口 地 方 法 務 局
8日(金)	総務部会	調 査 士 会 館
	業務部会	調 査 士 会 館
	財務部会	調 査 士 会 館
	第1回役員推薦委員会	調 査 士 会 館
9日(土)	宇部支部研修会	宇 部 市
12日(火)	会報編集会議	調 査 士 会 館
23日(土)	中国ブロック協議会役員会議	広 島 市
25日(月)	ADR 特別研修説明会	調 査 士 会 館

発行 山口県土地家屋調査士会
〒753 0042 山口市惣太夫町2番2号
電話 (083) 922 - 5975
F A X (083) 925 - 8552
ホームページ <http://www.chousashi.net/>
Eメール yamatyo@chousashi.net
振替 01590 - 5 - 11085
発行者 山口県土地家屋調査士会
会 長 瀬口 潤二
広報担当副会長 三好 一敏
広報部長 藤本 精二
理 事 石田 浩三
" 久保真珠美
印刷所 大村印刷(株)



山口県土地家屋調査士会

〒753-0042 山口県山口市惣太夫町2番2号
TEL083-922-5975 FAX083-925-8552
ホームページ<http://www.chousashi.net/>
Eメールyamatyo@chousashi.net